

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 6 月26日
【発行者の名称】	株式会社エスピーオー (SP0 Entertainment Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中田 紀廣
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目16番21号
【電話番号】	03-3563-1680
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 有堀 雅樹
【担当J-Adviserの名称】	G－F A S 株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 栄一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号八重洲ダイビル8階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://gcafas.com/jp/services/financial/
【電話番号】	03-6228-6162
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エスピーオー https://www.spoinc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	1,902,710	1,702,439	1,720,017
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△80,026	△167,628	75,508
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△55,440	△254,861	87,616
包括利益 (千円)	△55,589	△251,675	87,941
純資産額 (千円)	1,393,856	1,142,181	1,230,123
総資産額 (千円)	2,250,903	1,762,928	1,687,846
1株当たり純資産額 (円)	895.85	734.10	790.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△35.63	△163.80	56.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.9	64.8	72.9
自己資本利益率 (%)	△3.9	△20.1	7.4
株価収益率 (倍)	—	—	39.1
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△50,751	△62,164	385,349
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,134	△8,916	△12,280
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△166,062	△190,259	△178,161
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	655,177	396,898	591,276
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	25 〔16〕	23 〔13〕	23 〔10〕

- (注) 1. 第38期及び第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第38期及び第39期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、1987年3月に東京都港区赤坂において当社取締役会長 香月淑晴が、当時拡大を続けていたビデオソフトの個人向けレンタル市場に着目し、ビデオソフト販売事業を行うことを目的に設立いたしました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
1987年3月	東京都港区赤坂にビデオソフト販売会社として株式会社エスピーオーを設立
2001年2月	第三者割当により映画配給事業会社のケイツーエンタテインメント株式会社を子会社化
2002年7月	DVDの制作発売開始
2003年7月	韓国映画の購入・配給を本格的に開始
2003年12月	ケイツーエンタテインメント株式会社を株式会社SP0ディストリビューションに商号変更
2004年11月	株式会社SP0ディストリビューションを完全子会社化
2005年6月	事業の再編のため株式会社SP0ディストリビューションを吸収合併
2005年8月	東京都中央区銀座に「CINEMART銀座」試写室を開設
2006年3月	東京都港区六本木にアジア映画専門館「シネマート六本木」をオープン
2006年4月	大阪市中央区西心斎橋に「シネマート心斎橋」をオープン
2006年12月	東京都新宿区新宿に「シネマート新宿」をオープン
2007年12月	東京都港区六本木に本社移転
2008年3月	フィールズ株式会社（現 円谷フィールズホールディングス株式会社）の資本参加を受ける
2010年12月	韓国にソウルオフィス（現 SP0 Entertainment Korea Inc.）開設
2012年9月	台湾に合弁会社「SP0 Entertainment Taiwan Inc.（大方影像製作股份有限公司）」を設立
2013年7月	韓国に子会社「SP0 Entertainment Korea Inc.」を設立
2015年6月	東京都中央区京橋に本社移転、シネマート六本木閉館（東京都港区六本木）
2021年3月	アジア映画に特化した動画配信「おうちでCinem@rt」のサービスを開始
2021年12月	アジアコンテンツ専門の動画配信チャンネル「エンタメ・アジア」をAmazon Prime Videoに開局
2023年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年10月	シネマート心斎橋閉館（大阪市中央区西心斎橋）
2025年9月	東京都中央区銀座（現住所）に本社移転

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、株式会社エスピーオー（当社）、連結子会社(SPO Entertainment Korea Inc.)、関連会社(SPO Entertainment Taiwan Inc.)の計3社で構成されており、「共に働く人々が豊かで健康な生活を送り、笑顔の溢れる平和な社会に貢献する」という企業理念のもと、映像コンテンツ事業を展開してまいりました。

コンテンツを通してアジアの人たちとの相互理解の増進に寄与すること。また、日本においては多様なコンテンツの流通を守り、製作規模の大きなコンテンツに拘らず、比較的中小規模のコンテンツを優先的に幅広く取り扱うことで、文化の多様性を尊重していきたいというビジョンのもと、日本を含むアジアのテレビドラマや映画を中心とした映像コンテンツの取得・販売及び映画館運営に取り組んでおります。

（1）映像コンテンツの特徴

当社で取り扱う映像コンテンツ数は年間15～30本程度となります。主に海外コンテンツの輸入及び国内コンテンツの企画・制作によって映像使用権を取得しております。

コンテンツの輸入

韓国・中国ドラマをはじめとしたアジアコンテンツの日本国内における映像使用権（ビデオグラム化権、テレビ放映権、自動公衆送信権、配給権等）を取得し、字幕制作等のローカライズ作業等を実施して国内向けの仕様にします。

コンテンツの企画・制作

テレビ放映用ドラマを中心とした映像コンテンツのプロデュース事業を国内及び台湾で実施制作し、国内外で販売します。自社コンテンツのコンセプトは「MANGAドラマ」（日本の漫画、アニメ、ゲーム等の実写化）となり、必要な映像化権を出版社等より取得する業務や、製作委員会組成、プロジェクトスキームの構築、制作幹事業務も含まれます。コンテンツ制作(脚本、キャスティング、収録等)は外部企業に発注し、進捗状況やクオリティの管理を実施しております。

（2）流通・販売市場の特徴

「コンテンツメーカー（発売元）」として事業展開しております当社は、輸入または企画・制作によって取得した映像コンテンツを各市場別に流通・販売するために、各市場の規格に応じたパッケージソフト化や映像素材の制作等を行っております。主要販売市場は、パッケージソフト市場、テレビ放映市場、動画配信市場、映画興行市場であり、企画・制作コンテンツを中心とした海外における映像使用権を取得した映像コンテンツにつきましては、アジア地域や米国等の海外市場への販売も行っております。

- ①パッケージソフト市場：DVD及びブルーレイディスク等の映像ソフト販売（セル・レンタル）
- ②テレビ放映市場：地上波キー局・ローカル局、BS局、CS局等へのテレビ放映権の許諾・販売
- ③動画配信市場：動画配信事業社への映像配信権の許諾・販売
- ④映画興行市場：アジア映画を中心とした直営映画館（シネマート新宿）の運営、全国の映画館への配給
- ⑤海外市場：韓国、中国を中心としたアジア各国と米国の動画配信事業社等への映像配信権の許諾・販売

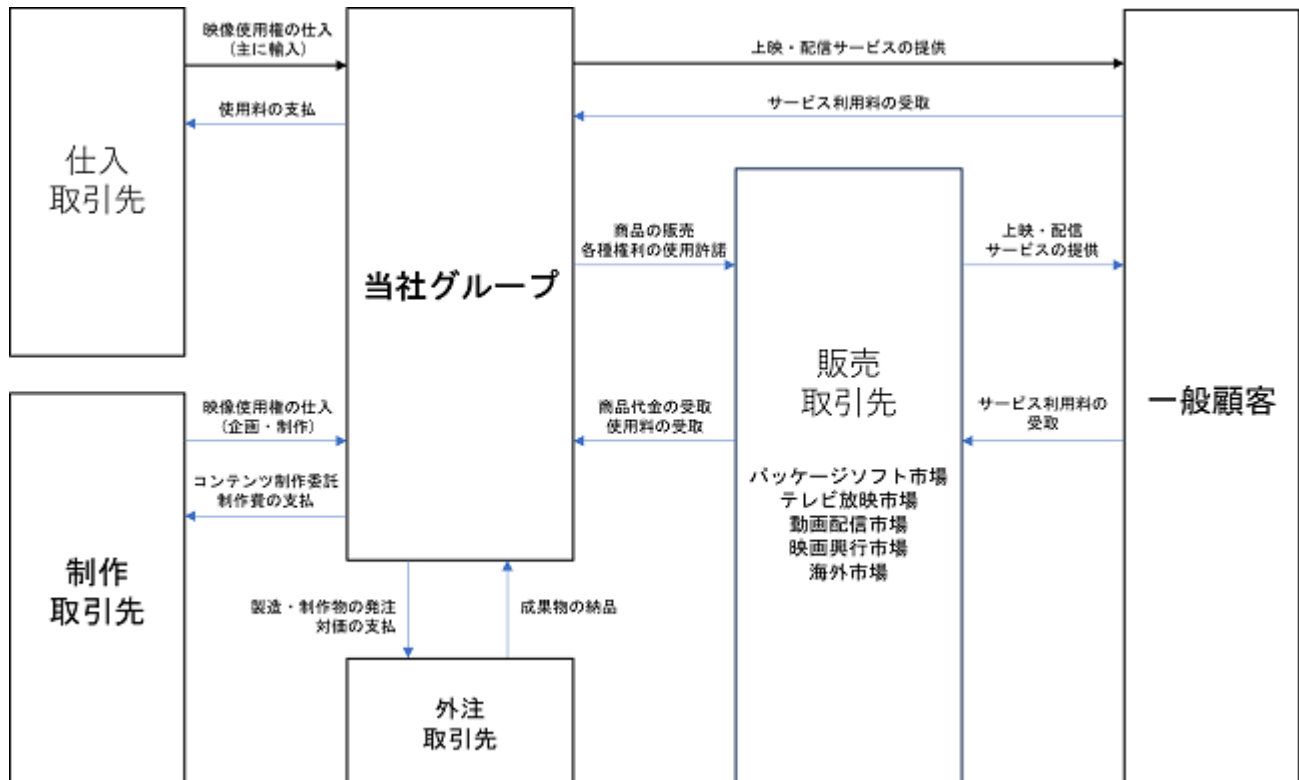
なお、当社は、映像コンテンツ事業の単一セグメントではありますが、販売市場に応じて以下の事業区分に分類しております。

事業区分	販売市場
ビデオグラム事業	パッケージソフト市場
版權事業	テレビ放映市場、動画配信市場、海外市場
映画・興行事業	映画興行市場

(3) その他

当社が運営する映画館、インターネットメディアサイトにおいては、当社が取得した映像コンテンツだけでなく、取引先から許諾を受けた、多彩なアジアの映像コンテンツを利用することで、アジア圏の文化や映像コンテンツの相互理解や普及に取り組んでおります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) SP0 Entertainment Korea Inc.	韓国ソウル特別市	1億ウォン	映像コンテンツ事業	100.0	映像コンテンツの使用許諾、現地企業との交渉窓口、役員の兼任
(その他の関係会社) 円谷フィールズホールディングス株式会社 (注) 3	東京都渋谷区南平台町	7,948百万円	同社グループの経営・事業活動の管理等	(被所有) 31.81	同社より役員1名の派遣

- (注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当する企業はございません。
3. 有価証券報告書の提出会社です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
映像コンテンツ事業	23 (10)
合計	23 (10)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20 (10)	43.2	13.3	5,563

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や原材料・エネルギー価格の高騰が個人消費や企業収益に影響を及ぼすとともに、米国の通商政策の動向や地政学的リスクの高まりなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する映像コンテンツ業界においては、消費者の視聴スタイルがデジタル配信へ移行するなか、有料動画配信サービス市場は引き続き堅調に成長を続けております。一方で、レンタルを中心とした国内ビデオグラム市場は縮小傾向が継続しており、縮小ペースには一部で変化が見られるものの、先行きは厳しい状況が見込まれます。また、世界情勢や為替動向の影響を受け、製造コスト等の上昇が継続しており、事業環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、テレビドラマ「この結婚は社内秘で」や「紅き真珠の詩」など、アジア圏で話題となった中国ドラマを中心にアジアドラマ全12作品をリリースいたしました。あわせて、ライブラリー作品の有料動画配信サービスへの展開及びテレビ放送局への放映権販売を拡充し、ストック型ビジネスの強化を推進いたしました。さらに、韓国子会社においては、日本のアニメーション作品について、現地の動画配信プラットフォームへの提供に加え、一部作品の劇場公開を行うなど、海外市場における事業展開にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,720,017千円（前年同期比1.0%増）、営業利益は77,925千円（前年同期は営業損失143,043千円）、経常利益は75,508千円（前年同期は経常損失167,628千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は87,616千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失254,861千円）となりました。

なお、当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ194,377千円増加し、591,276千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は385,349千円（前年同期は62,164千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益75,508千円、棚卸資産の減少額160,359千円、売上債権の減少額48,412千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は12,280千円（前年同期は8,916千円の使用）となりました。これは主に、固定資産の取得による支出34,998千円、敷金及び保証金の返還による収入29,221千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は178,161千円（前年同期は190,259千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出178,161千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは映像コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略し、事業区分別に記載しております。

区分の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ビデオグラム事業	278,563	75.6
版權事業	1,173,271	112.4
映画・興行事業	259,165	95.2
その他の事業	9,016	48.8
合計	1,720,017	101.0

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、当連結会計年度の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社U-NEXT	171,456	10.1	—	—

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

次期の経済環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等を背景に、緩やかな回復基調で推移するものと見込まれる一方、地政学リスクの継続、物価上昇による個人消費への影響、為替相場の変動、海外経済の減速懸念など、不透明な状況が続くものと見込まれます。

当社グループは、「共に働く人々が豊かで健康な生活を送り、笑顔溢れる平和な社会に貢献する」という企業理念のもと、アジア諸国との相互理解の促進に取り組んでおります。韓国子会社をはじめとする海外拠点を活用し、映像コンテンツの流通を通じて、日本及びアジアのお客様へ多様なコンテンツと感動を届けることを、事業活動の重要な方針としております。

当社グループが属する映像コンテンツ業界においては、有料動画配信サービス市場が安定的に推移する中、広告付き配信サービスやFAST（Free Ad-supported Streaming TV）型サービスの普及拡大など、収益モデルの多様化が進展しております。一方で、レンタルを中心とした国内ビデオグラム市場の縮小は引き続き進行しており、消費者の視聴行動はデジタル配信を中心とした形態へと移行しております。加えて、制作費や物流費の上昇、円安基調の影響により、海外映像コンテンツの調達コストは高水準で推移しており、当社を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした環境変化に対応するため、当社グループは、これまで培ってきたノウハウ、ネットワーク及び権利元との信頼関係を活かし、東アジアを中心とした優良コンテンツの権利取得及び展開に取り組むとともに、ライブラリー作品の有効活用による収益基盤の強化を進めてまいります。また、韓国子会社においては、日本のアニメーションコンテンツの取得・販売に加え、関連商品やイベント等を含めた多面的な展開についても継続的に検討してまいります。

あわせて、当社グループでは保有するライブラリー作品の活用及び新たな収益機会の創出を目的として、FASTチャンネルを開設し、広告型配信領域への対応を進めております。今後も、市場環境や視聴者ニーズの変化を踏まえながら、配信プラットフォームの多様化に対応した事業展開を推進してまいります。また、映画館運営においては、上映作品の選定に加え、舞台挨拶や関連イベント等の実施を通じて、来館者満足度の向上及び収益機会の拡大に努めてまいります。

さらに、当社グループが海外拠点を含む国内外で継続的な事業展開を行うにあたり、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識しております。グループ全体における内部管理体制及び権利管理体制の整備・運用を継続的に進めることで、健全かつ持続的な経営基盤の構築に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）映像コンテンツ市場の変化についてのリスク

当社グループが属する映像コンテンツ市場は、近年のデジタル化や通信インフラの高度化により、パッケージソフト中心から映像配信サービスへ変化しております。想定を超える早さでパッケージソフト市場が縮小することにより販売計画を下回るリスクが存在します。

（２）競合についてのリスク

当社グループの映像コンテンツ事業においては、競争企業が複数存在しております。特に映像コンテンツの購入においては、顧客のニーズを満たし収益力が高いと考えられる一つの作品を、複数の企業が購入を目指すことによる購入価格の高騰や、販売計画において必要となる作品数を取得することができないリスクが存在します。

（３）事業の不確実性に基づくリスク

映像コンテンツ事業において、販売する作品によっては収入が販売予測を下回るリスク、出演者・スタッフのトラブル等の外的要因による発売の延期、テレビ放送・動画配信の中止等のリスクが存在します。仮に、このようなリスクが連続して顕在化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）著作権の侵害に関するリスク

当社グループが利用する映像コンテンツは著作権を含んでおり、問題が発生しないよう細心の注意を払い、厳重に取り扱っておりますが、海外やインターネットにおいては、法規制その他の問題から著作権の保護を十分に受けられない可能性があります。実際に著作権の侵害を受けた権利者が、当社グループに対して損害賠償や使用差止等の訴訟を起こした場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）人材の確保に関するリスク

当社グループは、比較的小規模な組織であり、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大にあわせて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。

当社グループの事業発展においては、多様なスキルや価値観を持った人材の確保や育成が重要であると認識しております。当社グループが属する映像コンテンツ業界においては、業界内での高い専門知識や海外取引における言語能力などが求められており、人材の確保は容易では無い状況となっております。優秀な人材の育成や確保が順調に進まない場合や、人材の流出が防止できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）自然災害等の発生に関するリスク

当社グループが運営する映画館は、多数の顧客を収容可能な施設であり、自然災害や衛生上の問題等顧客の安全・健康にかかわる予期せぬ事態が発生する可能性があります。

（７）海外仕入先との取引に関するリスク

当社グループが取り扱う映像コンテンツは、主に中国をはじめとする海外企業からの輸入によるものです。このため、これらの地域において、政治・経済情勢の変化や社会的混乱の発生、予期しない法規制の変更、為替レートの著しい変動等が発生した場合、当社グループへの映像コンテンツ供給が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（８）特定人材への依存に関するリスク

当社グループの創業者である取締役会長 香月淑晴は、当社グループの事業における豊富な経験を有し、創業以来事業を牽引し、大きく成長させてまいりました。何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社グループは、従前より業務の標準化、マネジメント機能の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない体制を確立してきております。

（９）主要株主との関係に関するリスク

本発行者情報提出日現在、円谷フィールドホールディングス株式会社は当社発行済株式の31.81%を保有する当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。しかしながら、当社は独立した事業運営を行っており、今後もかかる運営を継続していく方針であります。ただし、同社は当社に対して相応の株式を保有していることから、当社の株主として議決権行使等により当社の経営等に影響を及ぼし得る可能性があります。

（10） 担当J-Adviserとの契約の解除について

TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

当社では、G-F A S株式会社（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定し、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、G－F A S株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）有価証券上場規程施行規則第501条第7項第5号bに規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度

の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合、当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合、当該再建計画が前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3項bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はi からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意

見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

次のaからcのいずれかに該当する場合

- a 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- b 乙が委託する専門機関による調査の結果、甲が反社会的勢力の関与を受けているとの疑いが生じたとき。
- c その他、甲が反社会的勢力の関与を受けている又は関与を受けている疑いがあると乙が認めたとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,562,001千円（前連結会計年度末は、1,655,559千円）となり93,558千円減少しました。現金及び預金が200,377千円増加し、棚卸資産が159,338千円、売掛金が48,017千円、前渡金が75,626千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、125,845千円（前連結会計年度末は、107,369千円）となり18,475千円増加しました。有形固定資産が21,693千円、繰延税金資産が14,088千円増加し、敷金及び保証金が16,942千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、258,547千円（前連結会計年度末は、391,103千円）となり132,556千円減少しました。1年内返済予定の長期借入金が135,218千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、199,176千円（前連結会計年度末は、229,644千円）となり30,468千円減少しました。長期借入金が42,942千円減少し、退職給付に係る負債が2,974千円、役員退職慰労引当金が9,500千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、1,230,123千円（前連結会計年度末は、1,142,181千円）となり87,941千円増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益が87,616千円となったことにより利益剰余金が増加したことが要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュフローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は34,563千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装設備工事（26,537千円）及び本社の備品等の取得（7,096千円）であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具器具 及び備品	ソフトウ ェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能、映像 コンテンツ製作	25,425	—	6,685	0	32,110	18 [1]
シネマート新宿 (東京都新宿区)	映画館設備	2,247	2,651	6,815	—	11,714	2 [9]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	28,319
シネマート新宿 (東京都新宿区)	映画館	58,138

(2) 子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具器具 及び備品	ソフトウ ェア	合計	
SPO Entertainment Korea (韓国ソウル特別市)	本社機能	—	—	994	—	994	3 [-]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2026年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,200,000	4,644,100	1,555,900	1,555,900	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,200,000	4,644,100	1,555,900	1,555,900	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年10月31日(注)	1,540,341	1,555,900	—	100,000	—	—

(注) 2023年10月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,540,341株増加し、1,555,900株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

2020年6月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	5	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,951	—	—	10,608	15,559	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	31.82	—	—	68.18	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
香月 淑晴	東京都世田谷区	852,700	54.80
円谷フィールドホールディングス株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	495,000	31.81
中田 紀廣	東京都文京区	164,900	10.60
香月 敦子	東京都世田谷区	30,000	1.93
香月 厚太郎	東京都世田谷区	11,000	0.71
有堀 雅樹	神奈川県横浜市青葉区	2,200	0.14
株式会社アウラ	東京都新宿区矢来町65-3	100	0.01
計	—	1,555,900	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,555,900	15,559	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,555,900	—	—
総株主の議決権	—	15,559	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考えております。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。剰余金の配当を実施する場合は、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は、株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	2,200	2,200	2,200
最低(円)	2,200	2,200	2,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	保有 株式数 (株)
代表取締役	社長	中田 紀廣	1974年 7月28日	1998年4月 有限会社サントラップコーポレーション入社 2000年11月 株式会社東北新社入社 2002年8月 オメガコミット株式会社入社 2004年1月 当社入社 マーケティング本部企画制作部 2012年12月 当社映像事業本部長 2013年4月 当社執行役員マーケティング本部副本部長 2014年4月 当社執行役員映像事業部長兼制作宣伝室長 2016年8月 当社取締役映像事業部長 2019年3月 SP0 Entertainment Korea Inc. 監査役 2019年6月 当社取締役執行役員C00コンテンツ事業部長 2021年5月 当社取締役社長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任) SP0 Entertainment Taiwan Inc. 取締役(現任) 2023年2月 SP0 Entertainment Korea Inc. 代表取締役(現任)	(注) 3	(注) 5	164,900
取締役	会長	香月 淑晴	1952年 11月22日	1977年12月 日東エージェンシー株式会社入社 1979年11月 国際放映株式会社入社 1984年1月 株式会社オリエンタル・シネ・サービス入社 1986年4月 同社代表取締役副社長 1987年3月 当社設立 代表取締役社長 2012年9月 大方影像製作股份有限公司(現SP0 Entertainment Taiwan Inc.) 取締役 2013年7月 SP0 Entertainment Korea Inc. 代表取締役 2021年5月 当社代表取締役会長 2025年6月 当社取締役会長(現任)	(注) 3	(注) 5	852,700
取締役	管理部長	有堀 雅樹	1972年 4月26日	1996年2月 株式会社東海ソフト(現株式会社ケンメディア)入社 2005年2月 当社入社 ネット事業室配属 2013年4月 当社デジタルコンテンツ事業室長 2016年9月 当社管理部経理・財務グループ長 2019年4月 当社管理部長 2019年6月 当社執行役員管理部長兼経営企画室長 2021年5月 当社取締役管理部長(現任)	(注) 3	(注) 5	2,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	保有株式数 (株)
取締役	—	小澤 謙一 (注) 1	1966年 11月20日	1990年4月 株式会社埼玉銀行入行 2005年5月 みずほ証券株式会社入社 2006年9月 楽天株式会社入社 2008年10月 同社経理部長 2010年1月 フィールズ株式会社（現 円谷フィールズホールディングス株式会社）入社 計画管理本部副本部長 2010年4月 同社執行役員計画管理本部副本部長 2014年6月 同社常務取締役 当社取締役 2018年5月 フィールズ株式会社（現 円谷フィールズホールディングス株式会社）取締役グループ経営戦略室 2019年4月 同社取締役グループ経営戦略本部副本部長 2020年4月 同社取締役グループ経営戦略本部長 2021年4月 同社取締役グループ事業経営戦略本部長 2022年6月 当社取締役（現任） 株式会社円谷プロダクション監査役（現任） 株式会社デジタル・フロンティア監査役（現任） 2022年8月 フィールズ株式会社（現 円谷フィールズホールディングス株式会社）取締役グループ財務責任者グループ事業経営戦略本部長 2022年10月 フィールズ株式会社監査役（現任） 2024年6月 円谷フィールズホールディングス株式会社取締役グループCFOグループ事業経営戦略本部長（現任） 2025年2月 株式会社エース電研監査役（現任）	(注) 3	(注) 5	—
監査役	—	柏寄 周弘 (注) 2	1955年 6月21日	1980年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1984年3月 公認会計士登録 1995年8月 あずさ監査法人 社員 2001年7月 同法人ヘルスケア部長 2006年6月 同法人代表社員 2013年6月 同法人 退所 2013年7月 柏寄公認会計士・税理士事務所 開設（現任） 2015年6月 当社監査役（現任） 2016年6月 東邦アセチレン株式会社 社外取締役	(注) 4	(注) 5	—
計							1,019,800

- (注) 1. 取締役 小澤謙一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 柏寄周弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2026年3月期における役員報酬の総額は38,850千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性を高め、長期的な企業価値の向上を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。

取締役会、監査役、内部監査を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制の確立等を行っております。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 取締役会

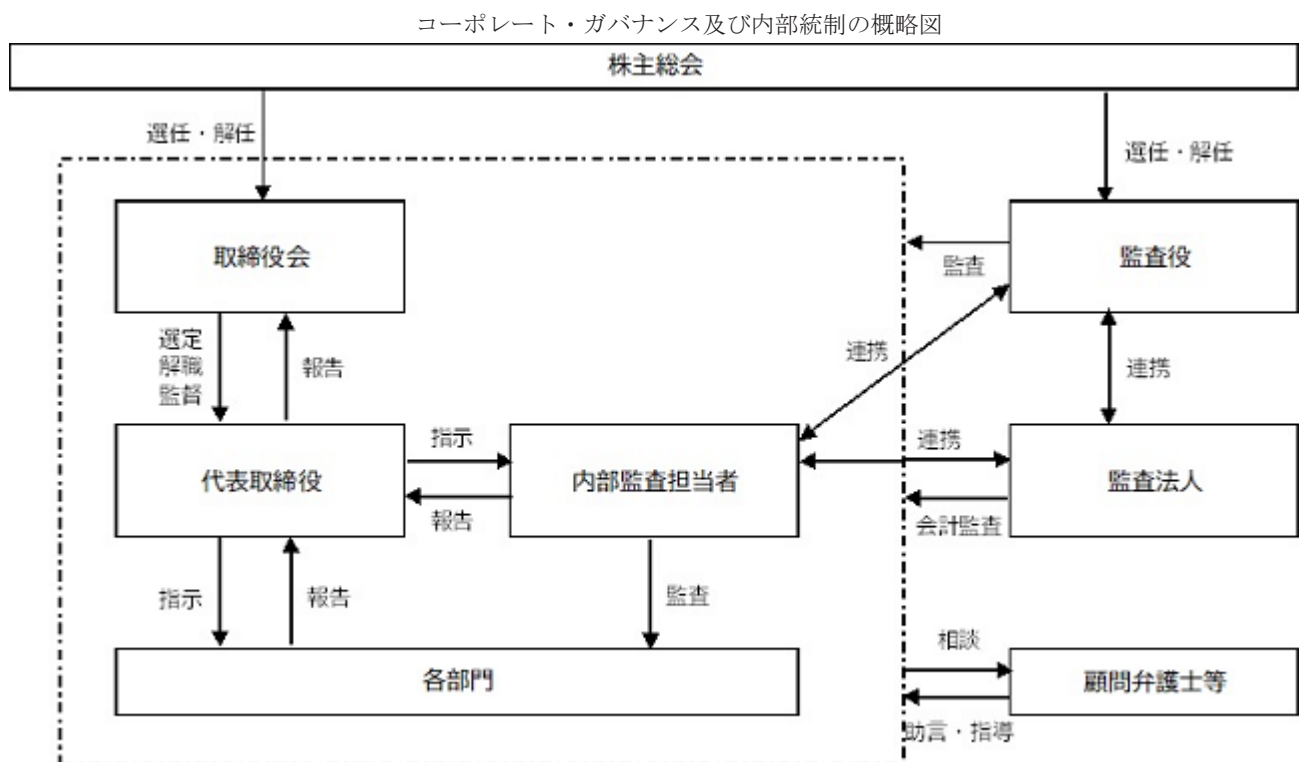
当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社及び当社グループ諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

2) 監査役

当社は監査役設置会社制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組み



4) 内部統制システムの整備状況

当社は、職務権限規程、職務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めており、今後も当社の企業規模に適切な内部牽制機能を維持してまいります。

また、企業としてさらなる成長を目指し、継続企業となるためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い企業倫理に従って行動することが必要不可欠であると考え、コンプライアンス規程を周知し、啓蒙活動

を行うことでモラルのある行動がとれるよう指導しております。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、代表取締役が指名した内部監査担当者が全部署を対象として実施しております。業務および制度が社内諸規程に準じて運営されているか、企業会計原則に従い公正妥当な会計手続きが行われているか等を監査し、監査結果は、代表取締役および被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

6) 会計監査の状況

当社は、東光有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は、前川裕之氏、安彦潤也氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

②リスク管理体制の整備状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内諸規程に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、重要事項の適法性等に関しては必要に応じて弁護士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

③社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役1名および社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役は小澤謙一氏であり、同氏の兼務先であります円谷フィールズホールディングス株式会社は、当社の株主であります。同氏は企業経営の豊富な経験と専門知識を有しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係・資本的关系・取引関係その他の利害関係は一切ありません。

社外監査役柏寄周弘氏は公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係・資本的关系・取引関係その他の利害関係は一切ありません。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

④取締役および監査役の定数

当社は、取締役を7名以内、監査役を2名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 役員の報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	42,350	32,850	—	9,500	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	6,000	6,000	—	—	2
計	48,350	38,850	—	9,500	5

- (注) 1. 当事業年度末の社外役員のうち、無報酬の社外取締役が1名存在しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与手当は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑥ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な配当政策を遂行できるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得に関する事項

該当事項はありません。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲で、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑫ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反す

ることを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。

⑬ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時に把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,700	—
連結子会社	—	—
計	12,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日数等を勘案して、監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、東光有限責任監査法人により監査を受けております。なお、東光監査法人は2025年7月2日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称を東光有限責任監査法人に変更しております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	400,898	601,276
売掛金	※3 296,585	※3 248,567
棚卸資産	※1 783,900	※1 624,561
前渡金	145,920	70,294
その他	28,255	17,301
流動資産合計	1,655,559	1,562,001
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	73,692	81,835
機械装置及び運搬具	17,384	17,384
工具器具及び備品	63,960	67,762
減価償却累計額	△131,911	△122,162
有形固定資産合計	23,126	44,820
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 6,473	※2 6,473
敷金及び保証金	68,969	52,026
繰延税金資産	6,567	20,656
その他	2,233	1,869
投資その他の資産合計	84,242	81,025
固定資産合計	107,369	125,845
資産合計	1,762,928	1,687,846

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	148,890	155,320
1年内返済予定の長期借入金	178,161	42,942
未払法人税等	2,329	380
その他	※4 61,721	※4 59,903
流動負債合計	391,103	258,547
固定負債		
長期借入金	42,942	—
退職給付に係る負債	38,001	40,975
役員退職慰労引当金	148,701	158,201
固定負債合計	229,644	199,176
負債合計	620,747	457,723
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,036,209	1,123,826
株主資本合計	1,136,209	1,223,826
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,971	6,296
その他の包括利益累計額合計	5,971	6,296
純資産合計	1,142,181	1,230,123
負債純資産合計	1,762,928	1,687,846

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 1,702,439	※1 1,720,017
売上原価	※2 1,271,476	※2 1,133,251
売上総利益	430,962	586,765
販売費及び一般管理費	※3 574,006	※3 508,840
営業利益又は営業損失 (△)	△143,043	77,925
営業外収益		
受取利息	260	692
為替差益	—	18
補助金収入	※4 697	※4 62
還付加算金	119	12
その他	32	80
営業外収益合計	1,109	866
営業外費用		
支払利息	6,083	2,869
為替差損	10,139	—
店舗閉鎖損	※5 9,072	—
信用保証料	—	280
その他	398	132
営業外費用合計	25,693	3,283
経常利益又は経常損失 (△)	△167,628	75,508
特別利益		
固定資産売却益	※6 200	—
特別利益合計	200	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△167,428	75,508
法人税、住民税及び事業税	20,766	1,980
法人税等調整額	66,665	△14,088
法人税等合計	87,432	△12,108
当期純利益又は当期純損失 (△)	△254,861	87,616
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△254,861	87,616

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△254,861	87,616
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,186	325
その他の包括利益合計	※ 3,186	※ 325
包括利益	△251,675	87,941
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△251,675	87,941
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	1,291,071	1,391,071	2,785	2,785	1,393,856
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)		△254,861	△254,861		—	△254,861
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—	3,186	3,186	3,186
当期変動額合計	—	△254,861	△254,861	3,186	3,186	△251,675
当期末残高	100,000	1,036,209	1,136,209	5,971	5,971	1,142,181

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	100,000	1,036,209	1,136,209	5,971	5,971	1,142,181
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益		87,616	87,616		—	87,616
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—	325	325	325
当期変動額合計	—	87,616	87,616	325	325	87,941
当期末残高	100,000	1,123,826	1,223,826	6,296	6,296	1,230,123

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△167,428	75,508
減価償却費	12,497	12,875
固定資産売却益	△200	—
補助金収入	△697	△62
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,201	2,974
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	9,500	9,500
敷金償却	337	△11,852
受取利息及び受取配当金	△260	△692
支払利息	6,083	2,869
売上債権の増減額 (△は増加)	15,061	48,412
棚卸資産の増減額 (△は増加)	186,005	160,359
前渡金の増減額 (△は増加)	△81,941	76,464
仕入債務の増減額 (△は減少)	△55,975	6,429
その他	36,215	9,138
小計	△37,601	391,925
利息及び配当金の受取額	260	692
利息の支払額	△6,346	△2,574
補助金の受取額	697	62
法人税等の還付額	3,959	—
法人税等の支払額	△23,132	△4,755
営業活動によるキャッシュ・フロー	△62,164	385,349
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の売却による収入	200	—
固定資産の取得による支出	△16,563	△34,998
敷金及び保証金の返還による収入	28,020	29,221
敷金及び保証金の差入による支出	△20,440	△250
定期預金の払戻による収入	4,000	4,000
定期預金の預入による支出	△4,000	△10,000
その他	△132	△253
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,916	△12,280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△190,259	△178,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△190,259	△178,161
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,061	△530
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△258,279	194,377
現金及び現金同等物の期首残高	655,177	396,898
現金及び現金同等物の期末残高	※1 396,898	※1 591,276

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1 社

(2) 連結子会社の名称

SP0 Entertainment Korea Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

—

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

SP0 Entertainment Taiwan Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SP0 Entertainment Korea Inc.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

b 仕掛品・映像使用权

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります

建物及び構築物 3～15年

機械装置及び運搬具 5～11年

工具器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1. に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュフロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「前渡金の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△45,726千円は、「前渡金の増減額(△は増加)」△81,941千円及び「その他」36,215千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
映像使用权	760,042千円	601,080千円
商品	17,791	15,695
仕掛品	6,066	7,785
計	783,900千円	624,561千円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,473千円	6,473千円

※3 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※4 その他のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の簿価切下額が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
映像使用权	17,618 千円	2,076 千円
商品	△3,831	△325

※3 販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	128,341千円	119,042千円
退職給付費用	7,348	2,974
役員退職慰労引当金繰入額	9,500	9,500
支払家賃	107,331	90,548

※4 補助金収入の内容は、以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

主に、映像産業振興機構より交付を受けた、我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金を補助金収入として営業外収益に計上しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

主に、韓国で開催された京畿国際ウェブトゥーンフェアへの参加に際し、同イベント事務局より受領したバイヤー向け渡航支援金を補助金収入として営業外収益に計上しております。

※5 店舗閉鎖損の内容は、以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

映画館シネマート心斎橋の営業終了による従業員の退職費用及び上映機材等の撤去費用を店舗閉鎖損として営業外費用に計上しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

※6 固定資産売却益の内容は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	200千円	一千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,186千円	325千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	3,186	325
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	3,186	325
その他の包括利益合計	3,186	325

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,555,900	—	—	1,555,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,555,900	—	—	1,555,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	400,898千円	601,276千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,000	△10,000
現金及び現金同等物	396,898千円	591,276千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行等の金融機関からの借入）を調達し、資金運用については安全性が高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に必要な運転資金及び投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引先ごとの債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

変動金利の借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

変動金利の借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	221,103	219,045	△2,057
負債計	221,103	219,045	△2,057

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度
非上場株式	6,473

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	42,942	42,705	△236
負債計	42,942	42,705	△236

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	6,473

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	400, 898	—	—	—
売掛金	296, 585	—	—	—
合計	697, 483	—	—	—

当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	601, 276	—	—	—
売掛金	248, 567	—	—	—
合計	849, 843	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	178, 161	42, 942	—	—	—	—
合計	178, 161	42, 942	—	—	—	—

当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
1 年内返済予定の長期借入金	42, 942	—	—	—	—	—
合計	42, 942	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	219,045	—	219,045
負債計	—	219,045	—	219,045

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	42,705	—	42,705
負債計	—	42,705	—	42,705

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、退職一時金制度(すべて非積立型)を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。また、連結子会社では、確定拠出制度を採用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	34,800千円	38,001千円
退職給付費用	8,292	2,974
退職給付の支払額	△5,091	—
退職給付に係る負債の期末残高	38,001	40,975

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	38,001千円	40,975千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,001	40,975
退職給付に係る負債	38,001千円	40,975千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,001	40,975

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	8,292千円	2,974千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度418千円、当連結会計年度749千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	13,083千円	14,107千円
役員退職慰労引当金	51,197	54,468
商品評価損	7,396	7,284
映像使用権評価損	6,096	969
資産除去債務	4,155	179
未払事業所税	232	238
減価償却超過額	663	—
税務上の繰越欠損金(注)	128,759	108,227
繰越外国税額控除	17,055	—
その他	252	252
繰延税金資産小計	228,893千円	185,728千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△128,759	△87,464
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△92,454	△76,310
評価性引当額小計	△221,214	△163,774
繰延税金資産合計	7,679千円	21,954千円
繰延税金負債		
未実現利益	△1,111	△1,297
繰延税金負債合計	△1,111千円	△1,297千円
繰延税金資産純額	6,567千円	20,656千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	128,759	128,759
評価性引当額	—	—	—	—	—	△128,759	△128,759
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	108,227	108,227
評価性引当額	—	—	—	—	—	△87,464	△87,464
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	20,763	20,763

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金108,227千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産20,763千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分について、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	—	33.58%
(調整)		
住民税均等割額	—	0.41%
評価性引当額の増減	—	△26.16%
繰越欠損金の利用	—	△26.55%
その他	—	2.68%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△16.04%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上し、同額の敷金及び保証金を減額する方法によっております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上し、同額の敷金及び保証金を減額する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	セグメント
	映像コンテンツ事業
主要な財又はサービスのライン	
ビデオグラム事業	368,313
版權事業	1,043,482
映画・興行事業	272,162
その他の事業	18,480
顧客との契約から生じる収益	1,702,439
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,702,439

(注) 当社グループは、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	セグメント
	映像コンテンツ事業
主要な財又はサービスのライン	
ビデオグラム事業	278,563
版權事業	1,173,271
映画・興行事業	259,165
その他の事業	9,016
顧客との契約から生じる収益	1,720,017
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,720,017

(注) 当社グループは、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

映像コンテンツ事業においては、主にパッケージの販売、版權の利用、映画館での興行を行っております。なお、一部の映像コンテンツについては製作委員会方式で取得しており、各担当窓口の業務を通じて各種収益を獲得しております。

パッケージの販売では、企画・制作した映像パッケージソフト等の販売及びレンタル使用許諾を行っております。販売においては、顧客との契約に基づき商品を引渡すことが履行義務であり、引渡し時点で収益を認識しております。また、レンタル使用許諾においては、顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、知的財産の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産を使用する時に収益を認識しております。

版權の利用においては、テレビ放映権の許諾、映像配信権の許諾、映画館への配給等を行っております。

テレビ放映権の許諾、映像配信権の許諾は、顧客との契約に基づき、顧客に対し当該利用権を与えることが履行義務であり、許諾開始時点で履行義務を充足したと判断し収益を認識しております。なお、一部の取引は顧客の売上高または使用量に基づいて生じており、当該利用権の使用に関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が当該利用権を使用する時に収益を認識しております。また、映画館への配給は、映像コンテンツの上映を、

契約に基づき興行会社に許諾しており、当該許諾が履行義務であります。許諾料である映画配給収入は、興行会社からの報告書に基づいて収益を認識しております。

映画館での興行においては、当社の映像コンテンツまたは配給会社より上映を許諾された映画の上映及び売店での関連商品を提供しております。映画館においては、当日券及び前売券を販売しており、当該チケットが映画館に着券した時点で収益を認識しております。売店においては、商品引渡の時点で収益を認識しております。

なお、製作委員会方式においては、当社が担当窓口でない場合は、当社が代理人に該当するものとして、当該窓口会社からの報告書に基づいて純額で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度（期末） (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 売掛金	312,260	296,585
契約資産	-	-
契約負債 その他(前受金)	2,210	14,972

②当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,210千円であります。

③当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

重要な変動はありません。

④履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、映像コンテンツ事業における、履行義務の充足時点で収益を認識する版権利用許諾収入及び映画興行収入について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

⑤過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び当社グループが保有する映像使用権の各種権利許諾のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末時点ではありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

①顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） (2025年4月1日)	当連結会計年度（期末） (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 売掛金	296,585	248,567
契約資産	-	-
契約負債 その他(前受金)	14,972	542

②当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,972千円であります。

③当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

重要な変動はありません。

④履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、映像コンテンツ事業における、履行義務の充足時点で収益を認識する版權利用許諾収入及び映画興行収入について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

⑤過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び当社グループが保有する映像使用权の各種権利許諾のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末時点ではありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ビデオグラム事業	版權事業	映画・興行事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	368,313	1,043,482	272,162	18,480	1,702,439

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	北米	合計
1,426,041	262,931	13,466	1,702,439

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. アジア地域の売上高には、連結財務諸表の売上高の10%以上を占める韓国の売上高233,995千円が含まれております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業区分名
株式会社U-NEXT	171,456	版權事業

(注) 当社グループの事業セグメントは映像コンテンツ事業の単一セグメントのため、関連するセグメント名の記載を省略し、事業区分を記載しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ビデオグラム事業	版權事業	映画・興行事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	278,563	1,173,271	259,165	9,016	1,720,017

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	北米	合計
1,487,789	214,297	17,930	1,720,017

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. アジア地域の売上高には、連結財務諸表の売上高の10%以上を占める韓国の売上高196,290千円が含まれております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	734.10円	790.62円
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	△163.80円	56.31円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(千円)	△254,861	87,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親 会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△254,861	87,616
普通株式の期中平均株式数(株)	1,555,900	1,555,900

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,142,181	1,230,123
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,142,181	1,230,123
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	1,555,900	1,555,900

(重要な後発事象)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度（以下「本退職慰労金制度」といいます。）の廃止を決議し、2026年6月26日開催の第40回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において承認決議されました。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

1. 役員退職慰労金制度の廃止

(1) 制度廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

(2) 制度廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

(3) 制度廃止に伴う打ち切り支給について

本退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役に対して、本退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。なお、その具体的な金額、支給の時期、支給の方法等は、取締役会に一任されました。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	178,161	42,942	2.01	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	42,942	—	—	—
合計	221,103	42,942	—	—

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月 30 日 毎年 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 https://www.spoinc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 26 日

株式会社エスピーオー

取締役 会 御中

東 光 有 限 責 任 監 査 法 人

東 京 都 新 宿 区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

前川 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

安彦 潤也

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスピーオーの 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスピーオー及び連結子会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上